

意匠図面の基礎知識

はじめに

一般に意匠図面は難しいと言われる要因は何なのでしょう？実際、特許庁から拒絶理由通知を受ける意匠出願は年間2万件近くあるようです。最近では特許庁の”意匠登録1年化計画”の効果から審査期間が短縮させて、だいぶ早く権利化出来るようになって来ているようですが、せっかくこのように審査期間が短縮されてもいちいち補正していたのでは意味がありません。

弊社では意匠出願図面の作成は年間300件程度ですが、そのうち補正対象となるものは2～3件程度です。それではどのような点に注意すれば拒絶理由通知を受けずに済むのでしょうか。

ここでは基本的な作図の約束と注意しなければいけないポイントをいくつか示して、出願を担当している方々のチェックの指針となれば幸いです。

本内容に関するご意見や新たな情報等は歓迎いたしますのでご遠慮なく弊社までE-MAILして下さい。ご要望等を考慮して順次改訂していくつもりでありますのでご協力お願い致します。

尚、意匠登録の要件、様式施行規則は、平成11年1月に施行された改正意匠法に準拠しております。

意匠登録の要件

意匠法第2条で”意匠とは、物品の形状、模様若くは色彩又はこれらの結合（形態）であって、視覚を通じて美観を起こさせるものをいう”とされています。実際、デザインにはいろいろな要素があり出願人はそれらを全て包括した権利を取りたいと思うものですが、法律で保護できる範囲と出願人の意図とは食い違う場合が多くあります。これらを出願人に適切に説明出来ないと、出願人の主張するままに図面を作成して、結果として拒絶理由通知を受けることになってしまいます。出願を担当される方はこの点を十分理解され出願人に対し適切なアドバイスが出来るようにしたいものです。

それでは実際にどのようなものが意匠として登録されるものなのかということについて捕足しましょう。

意匠法第3条では次のようなものは意匠に該当しないものとしている。

1 意匠を構成しないもの。

ここで意匠を構成しないとは次のようなものがある。

1 - 1 物品と認められないもの。

意匠法第2条で示されているように、意匠は物品を離れては存在しえないもの

である。

意匠法上の物品として認められないものとは次のようなものである。

イ．原則として動産ではないもの。但し、量産可能な門、組み立てバンガローなどは除く。

従って建築物や土地などの不動産は意匠の対象にならない。但し、建材であったり組み立てハウスなどのように工場で量産が可能でそれ自体が単独で流通するものについては当然意匠として登録される。

ロ．固体以外のもの、気体、液体、電気光り、熱など。電気、光、熱などは有体物でないため物品とは認められない。気体、液体は有体物ではあるがそれ自体では特定の形状を示さないため意匠の対象とはならない。

液晶表示等の表示部に関しては、その表示部の変化の態様が特定しているものは意匠の対象になる。

ハ．粉状物及び粒状物の集合しているもの。

粉状物や粒状物などは有体物であるが、肉眼で視認できるような状態での特定した形状を持たないため意匠の対象とはならない。但し、角砂糖や固形薬品等は物品として認められる。

1 - 2 物品自体の形態でないもの。

例えばハンカチを結んで出来た花のように、ハンカチ自体の形状と認められないもの。

販売形態、サービスの付加（包装など）や配列（商品ディスプレイなど）などは意匠の対象とはならない。

1 - 3 視覚に訴えるものでないもの。

粉状物および粒状物の1単位のように肉眼で形状が判断しにくいものは意匠の対象とはならない

1 - 4 視覚を通じて美感を起こさせないもの。

イ．機能作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの。

ロ．意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの。

2 意匠が具体的でないもの。

願書の記載事項及び図面から判断して正確にその意匠を認識することが出来ないおそれがある場合。

2 - 1 使用の目的、方法、状態などが不明な場合。

2 - 2 図面が相互に一致しない場合。

2 - 3 不鮮明な写真などの場合

イ．図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であって、正確に意匠を知ること

ができない場合

ロ．鮮明な写真であっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものが写っていて、正確に意匠を知ることができない場合

2-4 意匠が抽象的に説明されている場合。

願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合。

2-5 材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がないとき。

2-6 変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がないとき。

動くもの、開くものなどの意匠であってその動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分に表現することが出来ない場合においてその図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていないとき。

2-7 着色した図面の一部に着色していない部分がある場合。但し、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色または黒色である旨の説明を記載した場合は含まない。

2-8 図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合。

2-9 図形（参考図の図形を除く）の中に、中心線、基線、水平線、陰影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表したもの。また、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものにより記載した場合において、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「意匠の説明」の欄に記載されていないとき。

イ．物品に表された文字、標識は、2-9-2 に掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。

ロ．物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。

2-10 立体を表す図面が下記に該当する場合。

イ．正投影図法によらない場合。ただし、下記の場合は除く。

a．大型機械などの写真で、正投影図法によるものと同様の写真を作成することが困難な場合において斜視図のように作成された写真。

b．模様を表したコップのように、模様を展開図に表したほうが、意匠を正確に知ることができ、かつ形状を正確に展開できる場合において模様部分の展開図と模様を省略した形状を表す図面とを併用した図面。

ロ．各図の縮尺が相違する図面。

ハ．六面図ない場合。ただし、下記の場合は除く。

a．次の表の左の欄に掲げる場合において、その右の欄に掲げる図面が省略され、その旨が「意匠の説明」の欄に記載されている場合。

正面図と背面図が同一または対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一または対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一または対称の場合	底面図
正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合	背面図、左側面図、右側面図

ｂ．大型の機械などで設置または定置してあるため、常時は底面を見ることができない場合において底面図を省略した場合。

ｃ．大型の車両などの重量物であって通常は底面を見られることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができる場合において、底面図を省略した場合。

二．省略の説明が正しく記載されていない場合。

２－１１ 平面的なものを表す図面が下記に該当する場合。平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地などで、図面の説明に、表面図及び裏面図として記載した薄手のものをいい、包装用袋のように重合部があり、使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

イ．１縮尺の相違するもの。

ロ．二面図ない場合。ただし下記の場合は除く。

次の表の左のに掲げる場合において、その右欄の図面が省略され、その旨が「意匠の説明」の欄に記載されている場合。

表面図と裏面図が同一もしくは対象の場合 裏面図が無模様の場合	裏面図
-----------------------------------	-----

ハ．省略の説明が正しく記載されていない場合。

２－１２ 形状または模様が連続し、またはくり返し連続するものを表す図面において、その連続状態があきらかにわからない場合。なお、地ものなどであって模様が四方連続でなく、一方向のみに連続するものにおいては、その状態があきらかにわかる図面であってもその説明の記載がない場合。

２－１３ 施行規則第 8 備考 1 3 によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合。

イ．省略箇所が 2 本の平行な 1 点鎖線で切断されていない図面。

ロ．省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がない場合。

２－１４ 六面図（立体の場合）又は二面図（平面的なものの場合）だけでは意匠が十分表現されない場合において下記の図面がない場合

イ．施行規則第 8 備考 1 4 の展開図、断面図、拡大図など。

ロ．施行規則第 8 備考 1 8 の積み木、組み木の斜視図

2-15 断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合。

イ．切断面に平行斜線が不完全、又はない場合。

ロ．切断箇所の表示（切断鎖線、符号及び矢印）が不完全、又はないとき。ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図等記載した場合は含まない。

2-16 部分拡大図面の拡大箇所の表示がない場合。

部分拡大図を添付する場合に、その箇所の表示切断鎖線、符号、矢印などのないとき。

2-17 分離できる物品で下記に該当する場合。

ふたと本体のように分離できる物品で、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図面と、それぞれの構成部分についての図面がないとき。

2-18 透明な意匠の図面が施行規則様式第5備考19の規定によって作成されていない場合。

イ．電球のようにすけて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは備考19イの要領で表す。ただし肉厚は表さない。

ロ．その他のものは不透明体のように表し、形状模様が重合する場合は備考19ロ、ハの要領で表す。なお、鳥かごのように後面がすけて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする

3 工業上利用することができないもの。

ここで工業上利用することができないものとは次のようなものがある。

3-1 自然物を意匠の主体に使用したもので量産できないもの。

例えば自然石を使用した置物、鳥、獣の剥製など。

3-2 土地建物などの不動産。

3-3 純粋美術の分野に属する著作物。

様式施工規則

現行の出願制度では意匠は書面による出願のみですが、特許出願同様に平成12年1月からパソコン出願できるようになります。以下には図面の記載に関する施工規則を示します。

1.

用紙は日本工業企画A列4版（横21cm、縦29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス（黄色又は薄い赤色のものを除く）白色画用紙又は白色上質紙又は印画紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときは、横長にしてもよい。

2.

余白は、少なくとも用紙の左に2cmをとる。ただし、横長にして用いた場合は、少なくとも用紙の上に2cmをとる。

3.

用紙を横長にして用いた場合のとり方は、用紙の上を左にする。

4.

「意匠登録出願人の指名（名称）」等の欄の記載は、用紙の下にし、「」及び「」の欄には、記載しない。

ただし、図面が複数枚にわたるときは、2枚目以降には記載を省略してよい。

5.

図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

6.

図面は、濃墨、黒インキ又は容易に変色若しくは退色しない絵の具で鮮明に描くか、あるいは複写等により鮮明で容易に消すことができないように作成するものとし、鉛筆インキ（黒色のものを除く。）クレヨンを使用したもの又は謄写したものであってはならない。

7.

図形（参考図の図形を除く）の中には、中心線、基線、水平線、陰影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものにより記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「意匠の説明」の欄に記載する。

8.

立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び、底面図をもって一組とし、原則として一組の図面は一枚の用紙に記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載する。

正面図と背面図が同一または対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一または対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一または対称の場合	底面図

9.

等角投影図法により作成した図または斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きが1対1対2分の1のもの）またはカバリエ図（幅対高さ対奥行きが1対1対1のもの）に限る。）であって、次の表の左の欄に掲げるものを記載する場合には、その右の欄に掲げる図の全部または一部を省略してもよい。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び斜角を図ごとに願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

10.

平面的なものを表す図面は、各図同一縮尺により作成した表面図及び裏面図をもって一組とし、原則として一組の図面は1枚の用紙に記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載する。

11.

部品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する。

12.

棒材、線材、板材、管材であって形状が連続するもの又は地ものであって模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地ものであって、模様が一方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載する。

13.

ラジオ受信機のコードの中間部分のように部品の一部の図示を省略しても意匠が明らかに分かる場合であって、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略してもよい。この場合、その省略箇所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示し、かつ、その旨及び省略箇所の図面上の寸法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する。

14.

8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他の必要な図面を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

15.

断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。

16.

部分拡大図を描く時は、その拡大箇所を当該部分拡大図のもとの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。

17.

ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であって、その組み合わせたままではその意匠を十分に表現することが出来ないものについては、組み合わせられた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について8から14までの図面及び14の図を加える。

18.

積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することが出来ないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状

態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。

19.

動くもの、開くもの等の意匠であって、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。

20.

各図の上部には、その種類に応じ正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図、表面図、裏面図、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、正面、平面及び右側面を表す図等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において複数の図の表示が同一としないようにする。

21.

部品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。

イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。

ロ 外周の外表面、内表面又は肉厚のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さず、前面または上面の模様または色彩だけを表す。

ハ 外周の外表面、内表面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

22.

図面の副本の用紙の右上の余白部分には、「副本」と記載する。

外国意匠出願を日本出願

外国（米国等）の意匠審査基準と日本の意匠審査基準は基本的な違いがあります。外国では基本的に斜視図等に陰影を示し全体のイメージ主眼が置かれ三角法で記載された平面図等は参考図的な取扱いであります。日本では三角法で記載された六面図を基本にされるため基本的な設計図面を作成する技術は必要不可欠です。

経験上、外国ですでに権利化されている意匠図面でも、日本出願の基準を満たさないものが多いのが現状です。このような場合は必ず再作図して提出するようにしましょう。

不明な点があったら設計図面やサンプルを取り寄せたり写真を要求する必要があるでしょう。

外国の意匠出願図面を日本出願にコンバートするのは本当に難しい、ということを知っておく必要があります。